

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日とする)

目次  
◇規則 河川法施行細則の一部を改正する規則  
◇告示 道路の区域の変更  
道路の供用の開始

## 規則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十年十月三十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十二号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の中「四八〇円」を「六一四円」に、「二四〇円」を「三〇七円」に改める。

#### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則は、昭和四十年十月分以降における流水占用料について適用するものとし、同年九月分以前における流水占用料に係る流水占用料については、なお従前の例による。

## 告示

### 鳥取県告示第五百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	変更前敷地の幅員延べメートル	変更後敷地の幅員延べメートル
県道	米子石見新見線	日野郡日南町菅沢字作右衛門受殿倉ノ上ミ八四九の二から同郡日野町福長字上ミ原塔一、二〇二の二まで	三・四〇 五・〇〇	三・四〇 四・五五〇 一、六四六

### 鳥取県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	米子石見日野郡日南町菅沢字川西山一、二新見線	同郡日野町福長字上ミ原塔一、二〇二まで	昭和四十年十月三十日